主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大内正夫、同島田新平の上告理由は別紙記載のとおりである。

しかし、上告人申請にかかる所論第二次仮処分が、その内容において、第一次仮処分命令と牴触することはあきらかであつて、先行仮処分と内容において牴触する仮処分は許されないとした原判決の判断は正当である。論旨引用の判例は適切でなく、論旨はすべて理由がない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官
声			Ħ	池	裁判官